

近江八幡市告示第234号

近江八幡市西の湖廻遊路整備推進会議設置要綱を次のように制定する。

令和3年7月30日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市西の湖廻遊路整備推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西の湖を生かした旧近江八幡市と旧安土町との間の回遊性の向上による地域一帯の賑わい及び魅力の創出に必要な検討を行うため、近江八幡市西の湖廻遊路整備推進会議（以下「推進会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 西の湖廻遊路の整備のコンセプト及び基本方針に関する事項
- (2) 西の湖廻遊路の整備の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、4者連携協定を締結する近江八幡市、滋賀県立大学、安土町商工会又は近江八幡商工会議所に所属する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長が会議に欠席する場合における議長は、あらかじめ座長が指名した委員をもって充てる。

3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 推進会議は、第2条に掲げる事項について専門的に調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、座長が指名する委員及び座長が必要と認める者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、座長が指名する委員をもって充てる。

4 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「座長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、企画主管課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。